

※ 保存期間30年(令和13年12月31日まで)

○災害対策基本法第76条の3に規定する警察官の措置命令等に係る報告の運用について
(平成8年4月22日徳交規甲第127号／徳会甲第239号／徳企監甲第141号／徳備甲第98号)

改正 平成14年2月徳交規甲第52号

平成18年12月第808号

令和元年7月1日徳企第108号

令和3年3月24日徳務第5001号

令和3年3月30日徳企第5007号

各部課長
各警察署長

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第76条の3第1項の規定に基づく緊急通行車両の通行を確保するため警察官が行った措置命令及び同条第2項の規定に基づく措置については、以後の損失補償に対応するため、その状況等を把握しておく必要があることから、当該命令等に係る報告要領を下記のとおり定め、平成8年5月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

1 署長への報告

(1) 報告

警察官は、法第76条の3第1項の規定による命令(以下「命令」という。)をし、又は同条第2項の規定による措置(以下「措置」という。)をとったときは、(措置命令／措置)報告書(別記様式。以下「報告書」という。)により、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する署長に報告しなければならない。

(2) 報告を要する命令及び措置

報告を要する命令及び措置は、次のとおりとする。

ア 報告を要する命令

命令が有効に機能せず、警察官自らが措置をとることとなった場合における当該命令とする。

イ 報告を要する措置

法第76条の3第2項の規定により警察官自らとる措置及び破損行為のすべてとする。

2 報告方法及び報告内容

(1) 命令に係る報告

報告は、日報形式で行うものとする。ただし、必要がある場合は、命令を行った都度、行うものとする。

(2) 警察官自らとる措置に係る報告

措置をとった都度、直ちに報告するものとする。報告は、口頭でも可とするが、口頭による報告の後、速やかに報告書により再度報告するものとする。ただし、措置をとったときに、即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、報告を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかである場合には、当該災害応急対策の実施後、直ちに報告するものとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

(2)の報告に当たって当該措置に係る物件の破損行為を行うときは、破損行為の実施前後の状況を撮影した写真を、報告書に添付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、当該破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能であった理由を、報告書に記載するものとする。

(4) その他

警察官自ら採る措置に係る報告を行う場合において、当該措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、当該措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事情を知ることができない理由を報告書に記載すること。

3 署長の措置

報告書を受領した署長は、速やかに当該報告書(写真及び報告書に添付された別紙等を含む。)の写しを作成し、保管するとともに、当該報告書等の原本を交通規制課を経由して徳島県災害対策本部に送付しなければならない。

なお、自衛官及び消防吏員から法第76条の3第6項に規定する通知を受け取った場合は、次の要領により処理しなければならない。

- (1) 自衛官の場合は、交通規制課を経由して徳島県危機管理局企画課へ送付
- (2) 消防吏員の場合は、交通規制課を経由して当該被災地を管轄する市町村の災害対策本部へ送付

措置命令 措置 報告書				
年 月 日				
警察署長 殿				
災害対策基本法第76条の3 第1項の規定により措置命令 第2項の規定により措置 を行ったので報告する。				
所属				
階級				
氏名				
1	日	時	年 月 日	午前 時 分 午後
2	場	所		
3	(命令・措置) を行った者	所 属		
		氏 名		
4	命 令 の 場 合	命令を受けた 者	住 所	
			氏 名	
			番 号 標 に 標 示 され て い る 番 号	
措 置 の 場 合	措置に係る物件の(占有者 ・所有者、管 理者)	住 所		
		氏 名		
		番 号 標 に 標 示 され て い る 番 号		

5 (命令・措置) の内容	
6 (命令・措置) を行った場所の 前後の状況	
7 備 考	

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。

2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。

3 破損を行った場合は、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。

4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。